

施策評価シート

評価実施年度：平成30年度

事務事業所管部局長
(幹事部局)

防災部長 山口 和志

電話番号

5887

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-1-3 原子力安全・防災対策の充実・強化
目的	原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況などの把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	%	目標値							
	取組目標値							実績値							
	実績値	93.4	97.6	96.5				達成率	-	-	-	-			
	達成率	98.4	102.8	101.6	-										
定性目標	目標値						%	目標値							
	取組目標値							実績値							
	実績値							達成率	-	-	-	-			
	達成率	-	-	-	-										
定性目標	平成28年度～平成31年度 ①モニタリングポストを増設、拡充した体制で、平常時及び緊急時における環境放射線モニタリングの運用を図る。 ②地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の見直しを行う。														
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	①2県6市の枠組みにより、原子力防災対策の具体化に関する取組みを連携して実施。また、住民の避難訓練を盛り込んだ原子力防災訓練を実施。 ②災害対策拠点や住宅の即時避難が困難な避難行動要支援者が屋内退避を行うための施設等に放射線防護設備を整備。 ③可搬型モニタリングポストの改修工事を、島根原発から30km圏内で実施。 ④避難受入自治体向けに避難者の受入手順を定めたガイドラインを策定。														

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	<p>①島根原発1号機の廃止措置計画については、平成29年7月に、県と松江市の最終的な了解を経て、中国電力が実施中。</p> <p>②2号機の新規制適合性申請については、安全協定に基づく中国電力からの事前了解願いに申し申請し、原子力規制委員会において審査中。</p> <p>③3号機については、平成30年5月に、中国電力が、新規制基準適合性申請に先立つ事前了解願いを、県と松江市に提出。県は、県議会、安全対策協議会、安全顧問、関係自治体の意見を聴取した上で、同年8月に申請し、最終的な了解は、規制委の審査終了後にすると回答。</p> <p>④原子力防災体制の充実を図るため、避難等に必要車両の調達について、中国5県のバス協会及びタクシー協会との協定を締結。</p> <p>⑤万が一に備えた避難計画の実効性向上に向け、国、島根・鳥取両県、原発の立地市及び周辺市による作業チームで引き続き検討。</p> <p>⑥緊急時モニタリングについては、島根原発から30km圏内に配置した162基のモニタリングポストの運用を含め、より詳細なモニタリング体制を検討。</p> <p>⑦県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、原子力災害医療体制の整備を進め、防災訓練等を実施している。</p> <p>⑧島根県安定ヨウ素剤配布計画に基づき、安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄を進めている。</p>
---	---

④総合的な評価

評価時点での総合的な評価 A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいる（見直す点がある） C:あまり順調に進んでいない	判断	その理由
	B	<p>①中国5県のバス協会、タクシー協会との協定締結、屋内退避施設等に対する放射線防護設備の整備、避難者受入れのためのガイドライン策定など、原子力防災対策の具体化に関する取組を実施。また、2県6市の枠組みによる原子力防災訓練を実施し、防災体制の充実・強化を図った。</p> <p>②原子力防災訓練の一環として、入院患者避難訓練を実施した。また、安定ヨウ素剤の事前配布を継続して実施している。</p> <p>③避難に必要な福祉車両の確保、広域避難先との連携強化、原子力防災資機材等の計画的な整備、物資の調達・供給方法の検討など、引き続き、原子力防災体制の充実に取り組むことが必要である。</p>

⑤課題の認識

(1)平成31年度末の施策目的の達成状況（予測） A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	判断	その理由（④の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
	A	<p>①安全協定に基づき、島根原発周辺地域住民の安全確保を図るため、協定を適切に運用していく。</p> <p>②引き続き国へ制度構築や財政支援を求めながら、国と関係自治体等が連携する島根地域原子力防災協議会の作業部会での検討を通じ避難対策の充実を図り、環境放射線監視体制、地域防災計画に基づく原子力防災訓練の内容等について不断の見直しを行う。</p> <p>③安定ヨウ素剤の備蓄及び事前配布については、関係市等の協力を得て進めていく。</p>
(2)施策の目的達成に向けての課題		<p>①2号機及び3号機については、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査後に、県として安全協定に基づき適切な対応が必要。</p> <p>②地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画を見直すなど緊急時の防災体制をさらに充実させることが必要。</p> <p>③環境放射線モニタリングについては、関係機関等と調整しながらより詳細なモニタリング体制を検討することが必要。</p> <p>④訓練等を通じて、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関による原子力災害医療体制の実効性を確保することが必要。また、原子力災害医療協力機関については、より積極的な関わりを促すためのインセンティブの付与など、仕組みの検討が必要。</p> <p>⑤安定ヨウ素剤の使用期限は製造後3年であるため、事前配布を受けた住民は配布に数年おきに参加しなくてはならず負担が大きい。また、UPZ内の学校等における安定ヨウ素剤の備蓄が、関係者の了解が得られず完了していない。</p>

⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<p>①島根原発2号機の再稼働及び3号機の稼働については、現在、原子力規制委員会において新規制基準適合性の審査中であり、審査終了後に、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、関係自治体などの意見をよく聴き総合的に判断する。</p> <p>②原子力災害対策指針の改定など国の対応を踏まえ、必要に応じて地域防災計画や広域避難計画を改定し、また、避難に必要な車両の確保、住民への伝達や避難方法の周知、防災業務従事者の資質向上、原子力防災資機材の計画的な整備、避難行動要支援者の対応や安定ヨウ素剤の配布、避難退避時検査（スクリーニング）体制、緊急時モニタリング体制の拡充等を行い、防災体制の充実を図るとともに、国に対しては、引き続き人的、財政的な支援を求めていく。</p> <p>③原子力災害医療体制の実効性を確保するための支援、安定ヨウ素剤事前配布のより柔軟な運用等について、関係道府県とともに国への要望を継続する。</p>
---------------------	--

施策評価シート別紙2(事務事業一覧)

施策の名称	施策Ⅱ-1-3 原子力安全・防災対策の充実・強化
-------	--------------------------

(単位:千円)

	事務事業名	目的(意図)	前年度 事業費	今年度 事業費	所管課名
1	原子力安全対策事業	島根原子力発電所周辺住民に対して安全及び安心を確保する	247,297	651,237	原子力安全 対策課
2	原子力防災対策事業	原子力防災訓練に参加した防災業務関係者に対して知識・技術の向上や原子力防災体制を充実強化する	1,468,165	1,263,099	原子力安全 対策課
3	原子力災害時の医療体制整備	災害医療関係団体に対して島根県災害時医療救護実施要綱(原子力災害対策編)に基づく防災資機材の整備や医療救護の連携体制の確立を図る	99,232	209,727	医療政策課
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					